

食品安全委員会第 136 回会合議事録

1．日時 平成 18 年 3 月 23 日（木） 14:00 ～ 14:33

2．場所 食品安全委員会大会議室

3．議事

（ 1 ）食品安全モニターからの報告（平成 18 年 2 月分）について

（ 2 ）その他

4．出席者

（委員）

寺田委員長、小泉委員、寺尾委員、中村委員、本間委員、見上委員

（説明者）

厚生労働省 藤井大臣官房参事官

（事務局）

齊藤事務局長、一色事務局次長、小木津総務課長、國枝評価課長、吉岡勸告広報課長
境情報・緊急時対応課長、西郷リスクコミュニケーション官、福田評価調整官

5．配布資料

資料 1 食品安全モニターからの報告（平成 18 年 2 月分）について

資料 2 アガリクスを含む製品の食品健康影響評価の進め方について

6．議事内容

寺田委員長 時間がまいりましたので、ただいまから「食品安全委員会」第 136 回の会合を開催いたします。

本日は委員 6 名の方が出席されております。

それでは、お手元の資料の確認をお願いいたします。本日の資料は 2 点です。

資料 1 「食品安全モニターからの報告（平成 18 年 2 月分）について」。

資料 2 「アガリクスを含む製品の食品健康影響評価の進め方について」であります。資

料はありますね。

それでは、議題に入らせていただきます。食品安全モニターからの報告について、事務局からお願いいたします。

吉岡勸告広報課長 それでは、資料1に基づきまして御報告をさせていただきます。

食品安全モニターからの平成18年2月分の報告でございますが、64件ございました。うちBSE関係が27件、食品安全委員会関係が8件、また新開発食品関係が8件でございます。

それでは、当委員会に関係するものを中心に御報告をさせていただきます。

まず2ページでございますが、食品安全委員会関係でございます。季刊誌『食品安全』7号のキッズボックス「しっかり手洗い、していますか」を読んでの御意見でございます。

衛生教育に大変重宝だと思えました。食中毒を防ぐためにも新聞、雑誌等にこのような記事の紹介を望みます。また、軽度の知的障害を持つ青年たちの就職活動に向けての訓練に携わっていますが、今回のキッズボックスはわかりやすくよかったと思えましたという御意見でございます。

これに対する当委員会からのコメントでございます。季刊誌『食品安全』では、国民の皆様の高関心の高いリスク評価結果の紹介などに加え、食品に関する基本的な情報などをお子さんと一緒に考えてもらえるようキッズボックスのコーナーを設け、わかりやすく解説しています。

また、この季刊誌につきましては、より多くの方に見ていただけるよう食品安全委員会のホームページに掲載し、都道府県などの地方自治体や図書館などへ送付するとともに全国各地で開催する意見交換会などで配布するなど、さまざまな機会をとらえて紹介しているところです。キッズボックスを始め季刊誌の内容につきましては、今後とも引き続きよりわかりやすい解説を心がけるとともに、その内容を広く周知してまいりますとしております。

続きまして、食品安全モニターについての御意見が3件ございました。食品安全モニター制度発展のために2年間継続、推薦性の実施によって意見等の随時報告の提出増加を図ったらどうか。講習会、見学会をブロック別に実施し食品安全モニターの知識向上を図ってはどうか。

あるいは食品安全委員会の役割が明確でなく、その活動内容を再確認し有効活用してもらいたい。

食品安全モニター会議について、平日だとなかなか行けない人もいるので、1年の締め

くくりである2月か3月の土日にもう一度会議があってもいいのではないだろうかという御意見でございます。

これに対する当委員会からのコメントでございます。食品安全モニターの方には食品の安全性の確保に関する施策の的確な推進を図るため、食品の安全性などについて御意見をいただいたり、必要に応じて当事務局から依頼する調査に御協力いただいたりするなどの活動をお願いしております。

来年度平成18年度の食品安全モニターにつきましては、本年1月26日から約三週間、政府広報や当委員会ホームページ等を通じて公募を行い、全国各地から約千五百人の方の御応募をいただきました。現在、応募理由等から特にモニターへの意欲が強く感じられ、積極的な活動が期待される方などを候補者として依頼に向けた準備を行っているところであります。

また、食品安全モニター活動やモニター会議の運営等については、今回御指摘いただきました御意見も含め、これまでいただいたさまざまな御意見も参考にしながら、よりよいものとするため今後の運営に努めてまいります。

なお、当委員会では消費者、食品関連業者、専門家などの関係者とリスクコミュニケーションを推進するために全国各地でさまざまな意見交換会を開催しており、食品安全モニターの皆様方に御案内させていただいております。今後もこうした機会を積極的に御活用いただき、食の安全性に関する知識や理解を深めていただければと考えています。

続きまして、「リスク評価の啓蒙について。食の安全に対する意識を変えたのはモニター会議での専門調査会委員の講義であった。食の安全に対する話題がどんどん増えていく状況において、なるべく早くなるべく多くの人に対してリスク評価の考え方に関する知識の啓蒙が必要ではないだろうか。」

これに対するコメントでございます。食品安全委員会では、国民の関心が高いテーマを中心にリスク評価結果のポイントやQ&Aを作成しホームページに掲載するなど、正確かつわかりやすい情報提供を迅速に行うよう努めるとともに、食品の安全性に関する季刊誌や用語集の作成・配布等を行っています。

また、消費者、生産者等幅広い関係者が参加する意見交換会を開催し、専門調査会専門委員による講演などを行うとともに質疑応答の機会を設け、そこで出た質問等についてはできるだけわかりやすく丁寧に説明することに心がけています。

更に、消費者の情報源としてマスメディアが大きな役割を果たしていることから、プレスリリースやマスメディア関係者との懇談などを通じて、正確な情報の提供にも努めてい

るところです。今後ともさまざまな機会を利用しながら、食品健康影響評価の考え方を含め、食品の安全性に関する科学的情報を国民の皆様には正確かつわかりやすく提供するように努めてまいります。

続きまして、5ページにまいりまして、BSE関係でございます。米国産牛肉に関しての御意見が24件ございました。それに対しましての当委員会のコメントでございます。8ページでございますが、平成18年1月20日、米国から到着した子牛肉にせき柱の混入が確認されたことから、現在、一旦すべての米国産牛肉等の輸入手続が停止されているところでございます。その後、米国政府から示された「日本向け牛肉輸出証明プログラムに関する調査結果・対策報告書」について、リスク管理機関から米国政府に対し照会がなされるなどの対応が取られているところです。

いずれにいたしましても、現在、リスク管理機関において米国政府による原因の徹底的な究明と再発防止策の確立を求める努力が行われているところであり、食品安全委員会としては引き続きその対応状況の把握に努め、適切に対応してまいります。

11ページが鳥インフルエンザ関係についての御意見でございます。

12ページが食品添加物関係でございます。

13ページが農薬関係についての御意見でございます。

14ページがかび毒・自然毒関係でございます。

15ページにまいりまして、遺伝子組換え食品関係でございます。遺伝子組換え大豆への不安ということで、ロシアの生物学者が行った実験で遺伝子組換え大豆を混ぜた餌を与えたラットの子孫は、通常の餌を食べたものに比べて死亡率が高く、低体重が多いとあり、とても不安を感じている。多くを輸入大豆に頼る国として、遺伝子組換え大豆の安全性について知りたいという御意見でございます。

これに対しての当委員会のコメントでございます。食品安全委員会では大豆やトウモロコシなどの遺伝子組換え食品の安全性の評価を委員会で決定された評価基準に基づき、これまでに食べられてきた従来品種との比較により行っています。人の健康に対する具体的な評価項目は「挿入された遺伝子やそれによって生産されるタンパク質の有害性」「新たに生産されるタンパク質が、アレルギーを誘発する可能性はないか」「従来の食品と比較して、含有成分が大きく変化したり、新たな有害物質をつくる可能性はないか」などについてであり、その可能性を含めた予測を行い、それが人の健康に与える影響についての評価を行っています。

評価基準では、上記の項目により安全性の知見が得られない場合には、急性毒性に関す

る安全性を確認するため、試験の提出を求めているところです。なお、御指摘にある試験結果については承知しているところですが、今後必要な場合にはリスク管理機関と連携を図りながら対応していきたいと考えています。今後とも情報の収集に努めるとともに、最新の科学的知見に基づいたリスク評価を行ってまいります。

次に 16 ページでございます。新開発食品関係でございます。大豆イソフラボンを含む特定保健用食品に関する御意見が 7 件でございます。

大豆イソフラボンの健康への影響に関する数値などの詳しい情報の公表を希望する。安全性評価について、もう少し詳しい説明、わかりやすく丁寧に繰り返し情報提供を望むなどの御意見でございます。

これに対する当委員会からのコメントでございます。平成 16 年 1 月及び 5 月に厚生労働省から食品安全委員会に対して、大豆イソフラボン等を関与成分とする特定保健用食品 3 品目の健康評価の要請がございました。本年 2 月までに新開発食品専門調査会において調査審議が行われ、その結果が 3 月 9 日の食品安全委員会に報告され、同日から 4 月 5 日までの間、国民の皆様からの意見・情報の募集を行っているところです。

大豆イソフラボンを含む特定保健用食品の安全性評価の基本的な考え方のポイントは以下のとおりです。

まず、大豆イソフラボンの 1 日摂取目安量の上限値を 70～75 mg/日（大豆イソフラボンアグリコン換算）と設定。また特定保健用食品としての大豆イソフラボンの安全な 1 日上乗せ摂取量の上限値を 30mg/日、いずれも大豆イソフラボンアグリコン換算でございますが、設定しております。

また、胎児、乳幼児、小児、妊婦につきましては、特定保健用食品として日常的な食生活に上乗せして摂取することは推奨できないとしているところでございます。

なお、今回の安全性評価は大豆イソフラボンを通常の食生活に上乗せして摂取する場合の安全性を検討したものであり、長い食経験を有する大豆あるいは大豆食品そのものの安全性を問題としたものではありません。

また、一般的な大豆由来食品の摂取に関し、安全性について特別の問題が提起されたことはなく、大豆イソフラボンアグリコンの 1 日摂取目安量の上限値はこの量を毎日欠かさず長期間摂取する場合の平均値としての上限値であり、大豆由来食品からの摂取量がこの上限値を超えることにより直ちに健康被害に結び付くというものではありません。大豆は植物性タンパク質、カルシウム等の栄養素に富む食品であり、健康のためには特定の成分のみを摂取することよりもバランスのよい食事をとることが重要です。

また、当委員会では、評価案のポイントを整理したりQ & Aを作成するなど、正確な情報の提供に努めているとして、当委員会のホームページを御紹介をしております。

引き続きまして、アガリクス健康食品の販売停止についてでございます。キリン細胞壁破砕アガリクス顆粒について、厚生労働省が自主回収と販売停止を要請した。厳重な取り締まりと安全チェックの強化を食品安全委員会に望みますとの御意見でございます。

これに対する当委員会のコメントでございます。アガリクスを含む食品に関しては、国立医薬品食品衛生研究所よりキリン細胞壁破砕アガリクス顆粒について、ラットを用いた中期多臓器発がん試験の結果、発がんを促進する作用が認められたとの中間報告があったことから、本年2月13日に厚生労働省から食品衛生法に基づき、本製品の販売を禁止するため、食品安全委員会に対し食品健康影響評価の要請がありました。

食品安全委員会としては、国民の健康の保護を最優先とし、科学的な最新の知見に基づき、中立・公正に食品健康影響評価を行ってまいりたいと考えております。

19 ページにまいりまして、食品衛生管理関係の御意見でございます。

21 ページが食品表示関係。

22 ページからがその他、また 24 ページが情報提供となっております。

以上でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。ただいまの報告に対しまして、質問なり何か御意見はございますでしょうか。よろしいですか。

どうもありがとうございました。

それでは、次がアガリクスを含む製品の食品健康影響評価の進め方について、事務局から報告をお願いいたします。

國枝評価課長 それでは、資料2を御覧いただきたいと思います。「アガリクスを含む製品の食品健康影響評価の進め方について」ということです。

「1.経緯」ですが、本年の2月13日付けで厚生労働省から食品安全委員会に意見を求めてきましたアガリクスを含む製品に係る食品健康影響評価につきましては、2月16日の食品安全委員会において、新開発食品専門調査会を中心に他の専門調査会の協力を得て審議することとされました。

今回、評価が求められている事項は、アガリクスを含む製品の安全性ということで、その中でもアガリクスを含む製品についてのラットを用いて行った中期多臓器試験の結果、発がんプロモーション作用が確認されたということで、これらの製品の発がん性に関する評価が主たる事項でございます。

このことから3月15日の新開発食品専門調査会において、本評価については新開発食品専門調査会の専門委員だけではなく、今回の審議内容を専門とする他の専門調査会に属する専門委員等の参加が必要であるけれども、新開発食品専門調査会のすべての専門委員が参加すると人数が多くなることから、効率的な調査審議を行うため、以下のとおりワーキンググループを設定するということでした。承され、本日事務局の方から御報告させていただいたものでございます。

「2.運営」でございますけれども、ワーキンググループの設置ということで、先ほども御説明しましたように、新開発食品専門調査会の専門委員を中心に今回の審議内容を専門とする他の専門調査会に属する専門委員の参加を得て、新開発食品専門調査会の下にワーキンググループを設置する。

その構成ですけれども、ワーキンググループは新開発食品専門調査会及び他の専門調査会に属する専門委員若干名により構成するということで、別紙ということで裏に書いてございますけれども、そこに記載の各委員の先生方をお願いすることとしております。

ワーキンググループは委員の互選により座長を置き、座長が議事を司る。また、座長が必要であると認めた場合には、専門調査会以外の有識者の参加を求めることができる。

評価結果の取扱いですけれども、ワーキンググループの評価結果は新開発食品専門調査会の了解を得て、同専門調査会の評価結果とする。またワーキンググループの検討状況は適宜新開発食品専門調査会に報告するというところでございます。

以上でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。どなたか質問はございますか。よろしいですか。

これはワーキンググループを設定するのはこのとおりでいいと思いますから、特別反対はありませんですね。

それはそれとして、プレスリリースでしか、私は聞いていないんですけれども、アガリクスの3つの評価をしてくれと言って厚生労働省から諮問があったわけですけれども、2つについては何の試験かわからないけれども、ネガティブだったというふうにお聞きしたんですけれども、ちょっと詳しいことを教えてください。専門調査会の先生方をお願いするのに何もわからずに、お願いするのはおかしいので。私はプレスリリースしか見ていませんので。

國枝評価課長 これは一昨日3月20日ですけれども、アガリクスを含む製品の安全性に関する試験結果ということで、厚生労働省の方からその試験結果についての報告があった

ものでして、今、委員長がお話しされましたように、先般、新開発食品専門調査会の方に下りましたキリン細胞壁破碎アガリクス顆粒以外の2品目についてですけれども、これは先般の委員会のときにまだ試験結果が出ていないということで、結果が出てから判断するという形になっていたものですが、これについてですが、国立医薬品食品衛生研究所から、安全性試験ということで中期の多臓器発がん性試験の結果について報告を受けたのでお知らせするというので、プレスリリースされたものでして、これらの製品については発がん促進作用は認められなかったとの報告を得たというようなプレスリリースでございます。

したがって、今回、摂取を控えるように注意喚起をしているというのは、キリン細胞壁破碎アガリクスのみということで、この製品の発がん促進作用が認められた原因を究明するため、厚生労働省では追加試験を実施するということが併せて報告されております。

寺田委員長 わかりました。それは評価課長の方からの話なんだけれども、私らが諮問を受けたのは厚生労働省からなんです。厚生労働省からどう言われているわけですか。

國枝評価課長 もし差し支えなければ、藤井参事官に。

寺田委員長 続けてあとの2つがネガティブに出ても、私どもの審議会で審査するのかどうかということで、どういうふうに考えたらいいですか。よろしく申し上げます。

藤井大臣官房参事官 まず、私もちょっと経過を聞いてみましたことから御説明をさせていただきますと、20日月曜日に国立医薬品食品衛生研究所で最終的なデータについての打ち合わせを午前中に実施をしたということのようであります。

そして、その日の夕方になって、試験結果についてプレスリリースということになったようではありますが、食品安全委員会に製品の安全性の評価をお願いをしておきながら、その辺の御連絡が時期的に非常にぎりぎりになったというか、少し遅れぎみになったということについては大変申し訳なく思っております。

前回、1社の製品について、発がんプロモーション作用が同じく国立医薬品食品衛生研究所の結果で出て、自主的に販売を自粛をしていただくということになった折に、厚生労働省としてQ & Aを出しました。その中で既に後の2つの製品について、同研究所で近々結論が得られると。そのときには速やかに公表するとQ & Aの中にもお約束をしておりましたので、今回プレスリリースという形で、その骨子の部分だけを発表させていただいたということでございます。

私どもとしましては、あくまでもこれは厚生労働省の研究所でのデータを判断して、一応その範囲では白ではないかということでありましたが、しっかりしたリスク評価という

のをやはり食品安全委員会の方には引き続きお願いをしたいということを考えておりました、必要なデータについてはきちんと整えた形で御説明をした上で評価をいただきたいということで考えております。

寺田委員長　こちらに早く知らせるとか、そういうのではなくて、データが出たからできるだけ早くリリースするというのはいいんですけれども、こちらにも出せないようなデータをすぐにプレスリリースしてしまって、それがまた違ったとか、ああだこうだにならないのか、それが心配だったんです。きちんと厚生労働省としては検討なさって出していることなんでしょうねということがまず第1。

2番目に、こういう事態が起きたときに、事態というそんな大きな話ではないんですけれども、元の話に戻りますけれども、100種類ぐらいアガリクスがあるという場合には、あとはもういいということになるんですか。管理側の立場としては、あとはもうこれで終わりということになるわけですか。

難しい問題ですから、急にすぐ答えられなくても、そういうところを教えていただかないと、あれはぼっと急に出ましたものですから、面子とかそういう話ではなくて、結果が出るが出たのはいいんですけれども、どうするつもりなのかなと思っていたのです。管理側の立場として、あと100種類以上あるとか何かおっしゃっていましたし、それらをどうされるんだろうなと思っています。

藤井大臣官房参事官　2点、委員長の方から御指摘をいただきました。本当にきちんとした判断をもって、白なら白という形で整理ができていいのかという点につきましては、十分に研究所の方で何回かの所内の会議を経て、その時点で判断をしたことですから、間違いはないとは思いますが、そこは非常に重要な点であろうかと思しますので、専門調査会等でワーキンググループをつくっていただけるということですから、そういう場で説明をさせていただく機会があればさせていただきたいと思ひますし、併せて2点目の点につきましても、そのときに説明をさせていただければと思っております。

寺田委員長　わかりました。どなたか御質問か何かございますか。どうぞ。

中村委員　本当に感想めいたことなんですけれども、国立医薬品食品衛生研究所というところも結構しっかりした組織で、恐らくきちんとした研究をされたんだと思います。そこで、この食品衛生研究所でやった作業とまた同じことを食品安全委員会の専門調査会で時間とお金をおけてやるということの、そこはそうではないんだという、それはそれなりにすごく意味があるんだというところの説得性というか、ちょっと足りないのかなという気がします。

この間もそうですが、キリンの子会社の製品については諮問をいただいたときにも私は御質問したんですが、厚生労働省でそういう結果が出ているのであれば、自主的に販売をやめるとか回収を求めるのではなくて、もうその段階で禁止したっていいんじゃないんですかというふうに申し上げたんですけれども、しかし、それは食品衛生法では禁止するというところまで行かないで、それは委員会の評価結果を得て、そういうふうにしたいということ伺ったんですけれども、何かその辺がしっくり来ないような気はしますが、しかし、それは直接の御担当ではないのかもしれないので、本当に私の感想です。

寺田委員長 私の最初の感想は、中期発がん実験で陽性が出た。やめてもいいんだけど、もう一つ念のためにというので、こちらに評価が来たという考え方だったと思いました。中村委員が言われたように、あとの2つはネガティブになっているのに、どうして私共がもう一回やらないとかないのかというのが素朴な疑問です。そこも含めてよろしくお願いいたします。

それでは、このワーキンググループをつくるというのは、これでよろしゅうございますね。どうもありがとうございました。

そのほかには何かございますか。

小木津総務課長 特にございません。

寺田委員長 ちょっと時間があるので、せっかく参事官が来ておられているので、申し訳ないんですけども、ポジティブリストは一体どうなっているんですか。すぐに出せというわけではないんですけども、もう5月29日に始まるんでしょう。委員会としてはずっと待っているんですよ。

私共のところに来たら、すぐにわーっとできるわけではないんですけれども、ある程度の見通しとかそれがなかったら困るわけです。だんだん現実に目の前にぶら下がってくると、国民の方がその立場立場で不安に思われる方もいるでしょうし、問題点も実際に施行する前にいろんな問題はあるかもわからないと思っています。そういう問題点のことをわかるためにも早くして頂きたい。持ってきますと言われてから1か月半かな、何かあるんですか。

藤井大臣官房参事官 確かに去年の11月29日に通知を出す少し前に、食品安全委員会の方にいろいろと御指摘をいただいていたものの、その時点では非常に概略的な御説明ということでした。

その当時から暫定基準のものについて、評価をするならば数が多くなるので、できるだけ速やかにという御指摘を委員長を始め、ほかの委員からもいただいていたことは事実で

ございます。

そして、食品安全委員会の御指摘事項を踏まえまして、厚生労働大臣から食品安全委員会の委員長あてにいろいろと御指摘をいただいたものの回答を一度出ささせていただきました。その中にも暫定基準見直しについてのどういうものをするのかというのには、前年度までに、要するにその年度が始まるまでに食品安全委員会の事務局の方に提出することを約束させていただいておりました。

言い訳になるかも知れませんが、評価をいただくには、データをある程度そろえて評価のお願いをしないとなりませんので、そういう農林水産省との調整も含めまして、ほぼ最終段階に行っておりますので、本当に近いうちに事務局の方には、約百五十のリストの提出をさせていただけると思っております。聞いている話では、農薬関係が約百、動物性医薬品等が約五十という形で最終的な調整を進めているところでございますので、でき次第速やかに提出をさせていただきたいと思っております。

寺田委員長 どうもありがとうございます。そういうちょっとでも数を入れるとか、やっているということが見えたらいいんですけども、今の状況では、これはほったらかしにされているのかと思います。また言ったら差し障りがあるかもしれませんが、急にこうなりましたからと持ってこられても、それからいろんなことのリスクコミュニケーションなどを始めても、私共も国民もたまらないなというような感じがしましたものですから、藤井参事官には急に返事をお願いして申し訳ないけれども、是非よろしく願いいたします。今日はどうもありがとうございました。

何かほかにもございますか。よろしいですか。今日はもうありませんか。

それでは、本日の委員会の議事は終了いたしました。以上をもちまして「食品安全委員会」第136回の会合を閉会いたします。

次の委員会の会合につきましては、3月30日木曜日13時から開催いたしますので、お知らせします。14時からではなくて13時からです。

また、明日24日金曜日14時から遺伝子組換え食品等専門調査会を非公開。

29日水曜日14時から動物用医薬品専門調査会を公開。

動物用医薬品専門調査会の15時からの方は非公開で開催を予定しておりますので、お知らせします。

更に「食品に関するリスクコミュニケーション（東京）- 重金属と食品の安全性 - （仮題）」を3月30日木曜日、この委員会が済みましてから、15時からキャピトル東急ホテルで開催を予定しますのでお知らせいたします。

どうもありがとうございました。